

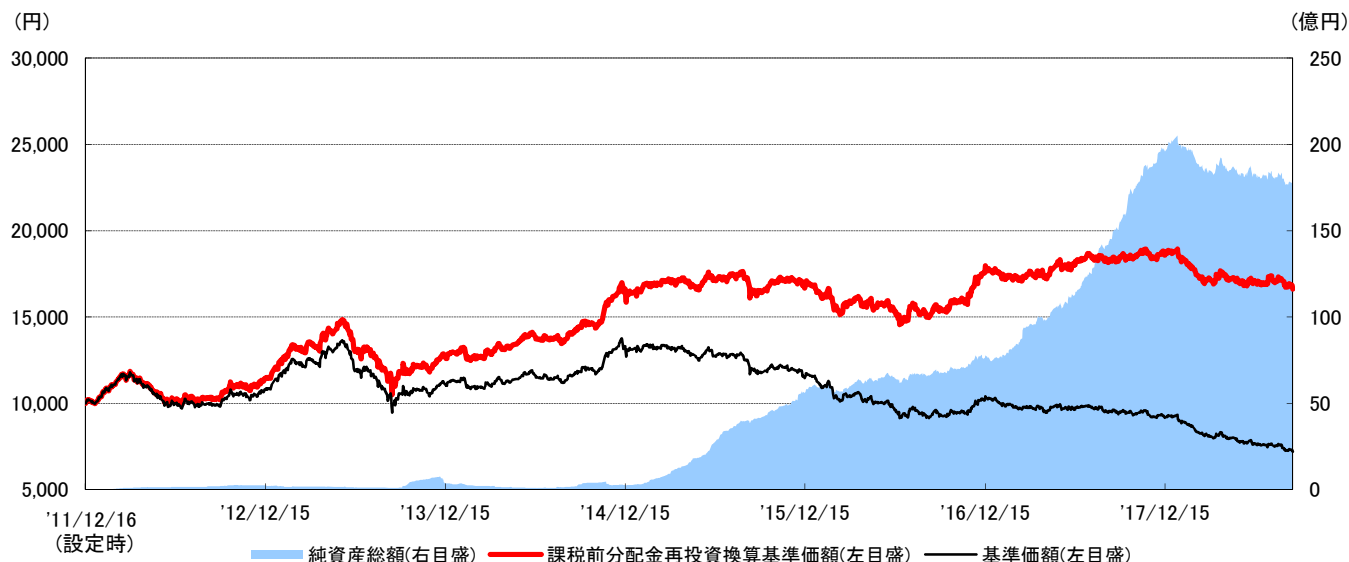
# 国際インド債券オープン(毎月決算型)

追加型投信/海外/債券

作成基準日:2018年8月31日

## 基準価額・純資産の推移

2011/12/16~作成基準日



※基準価額(1万口当たり)は、信託報酬控除後のものです。

※「課税前分配金再投資換算基準価額」は、当ファンドの公表している基準価額に各収益分配金(課税前)をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、三菱UFJ国際投信が公表している基準価額とは異なります。

※上記は、あくまで過去の運用実績であり、将来の投資成果をお約束するものではありません。

## ファンドの運用状況

2018/8/31現在

		2018/7/31 比		
基準価額	7,204 円	▲ 333 円	課税前分配金再投資換算基準価額	16,619 円
			純資産総額	175.9 億円

※基準価額は1万口当たりです。

## ファンドの騰落率

期間	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	設定来
ファンド	-2.7%	-1.7%	-4.1%	-10.0%	0.8%	66.2%

※ファンドの騰落率は、各収益分配金(課税前)をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出しています。

したがって、各期間の騰落率と実際の投資家利回りは異なります。

※設定来のファンドの騰落率は当初設定価額(10,000円)を起点として算出しています。

## 課税前分配金の推移(1万口当たり)

'12/1-'12/2	'12/3-'13/3	'13/4-'14/11	'14/12-'16/5	'16/6-'18/8	設定来累計
—	60円	80円	160円	130円	8,770円

※上記分配金は過去の実績であり、将来の成果をお約束するものではありません。

※収益分配金は一定の分配金額をお約束するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

※第1期(2012年1月)、第2期(2012年2月)の決算時は分配を行いませんでした。

※後記の「本資料のご利用にあたっての注意事項等」をご覧ください。

作成:三菱UFJ国際投信株式会社



# 国際インド債券オープン(毎月決算型)

追加型投信/海外/債券

作成基準日:2018年8月31日

## ポートフォリオの状況

※当レポートの各数値は表示桁数未満で四捨五入して表示している場合がありますので、それを用いて計算すると誤差が生じることがあります。

※比率とは、マザーファンドの組入比率に基づき算出した実質ベースの数値です。

※現金等には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

※格付けは、Moody's、S&P、Fitchの格付け(以下、「グローバル格付け」ということがあります。)のうち、上位の格付けをS&Pの表示方法で表記しています。(出所) Bloomberg

### 種別組入比率

種別	比率
国債	38.0%
国際機関債	-
社債等	58.9%
その他債券	-
現金等	3.1%
合計	100.0%
(債券先物)	-

### 通貨別債券組入比率

通貨別債券	比率
インド・ルピー建	69.4%
米ドル建	27.5%
現金等	3.1%
合計	100.0%

### 通貨別組入比率 (為替取引考慮後)

通貨	比率
インド・ルピー	96.7%
その他	3.3%
合計	100.0%

※その他には米ドルと円等が含まれています。

### 格付け別組入比率

格付け	比率
AAA	-
AA	-
A	-
BBB	87.5%
BB	-
B以下	-
グローバル格付け未取得	9.5%
現金等	3.1%
合計	100.0%

※社債等には政府機関債等を含みます。

※デュレーションを調整するために、債券先物を使用する場合があります。

### ポートフォリオの特性値

平均終利(*1)	7.0%
デュレーション(*2)	5.0

(\*1)平均終利(複利最終利回り)・・・償還日までの利子とその再投資収益および償還差損益も考慮した利回り(年率)。

(\*2)デュレーション・・・「金利変動に対する債券価格の変動性」を示すもので、債券はデュレーションが大きいほど、金利変動に対する価格の変動が大きくなります。

### 組入上位5銘柄

銘柄	通貨	クーポン	償還日	終利	格付け(*3)	比率
インド国債	インド・ルピー	8.15%	'26/11/24	8.1%	BBB	3.7%
インド国債	インド・ルピー	9.2%	'30/09/30	8.2%	BBB	3.7%
インド国債	インド・ルピー	8.6%	'28/06/02	8.1%	BBB	3.6%
インド国債	インド・ルピー	7.59%	'29/03/20	8.1%	BBB	3.6%
インド国債	インド・ルピー	8.4%	'24/07/28	8.0%	BBB	3.6%

(\*3)グローバル格付け未取得の銘柄は「-」と表記します。

## ファンドマネージャーのコメント

### <債券市場>

月の初めは、インド準備銀行(RBI)が前回に引き続き政策金利を引き上げ、インド国債(5年債)利回りはやや上昇して始まりました。その後、7月消費者物価指数(CPI)の伸び率が前月から鈍化したものの、トルコ・リラの急落による新興国市場からの資本流出懸念等を背景に、投資家センチメント(心理)が悪化し利回りは上昇しました。月を通じてみると利回りは上昇しました。

### <為替市場>

為替市場では、インド・ルピーは対円で下落しました。企業業績の好調持続への期待等を背景に同国の株式指数が最高値を更新したものの、トルコ・リラの急落等を受け新興国通貨にも売りが波及した格好となりました。インド・ルピーは対ドルで史上最安値を更新する中、RBIはボラティリティ抑制のため介入を実施した模様です。月を通じてみると、インド・ルピーは対円で下落しました。(運用担当者:倉橋)

※上記は、作成時点における市場環境もしくは運用方針等について記載したものであり、将来の市場環境の変動等により当該運用方針が変更される場合があります。

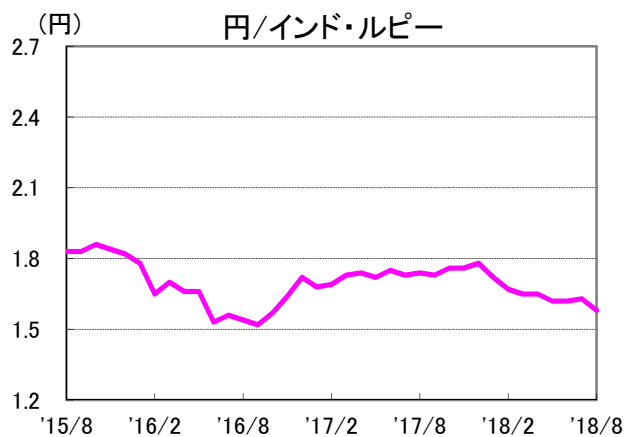


# 国際インド債券オープン(毎月決算型)

追加型投信／海外／債券

作成基準日: 2018年8月31日

## 過去3年間の市場の変化



(出所) 投資信託協会



(出所) Bloomberg

※後記の「本資料のご利用にあたっての注意事項等」をご覧ください。

## 収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

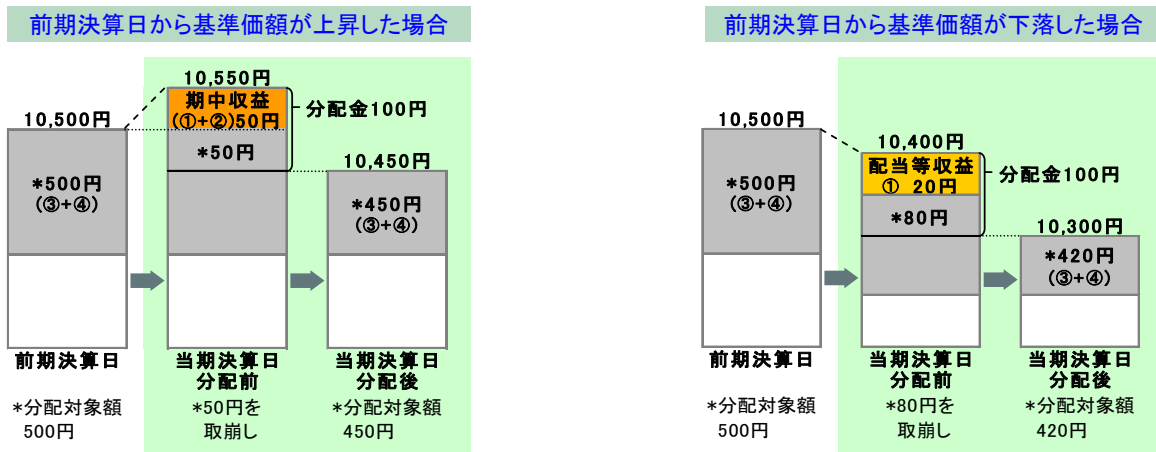
### 投資信託から分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



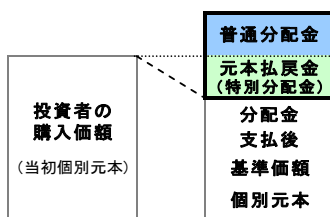
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金：当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

収益調整金：追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

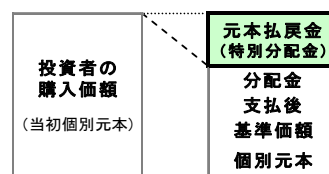
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)をご参照ください。

## 購入時手数料に関する留意事項

お客さまにご負担いただく購入時手数料の具体例は以下の通りです。販売会社によっては金額指定、口数指定どちらかのみのお取扱いになる場合があります。くわしくは、販売会社にご確認ください。

### [金額を指定して購入する場合]

購入金額に購入時手数料を加えた額が指定金額となるよう購入口数を計算します。例えば、100万円の金額指定でご購入いただく場合、100万円の中から購入時手数料(税込)をご負担いただきますので、100万円全額が当該ファンドの購入金額となるものではありません。

### [口数を指定して購入する場合]

例えば、基準価額10,000円(1万口当たり)の時に100万口ご購入いただく場合、購入時手数料=(10,000円÷1万口)×100万口×手数料率(税込)となり、100万円と購入時手数料の合計額をお支払いいただくことになります。

## 国際インド債券オープン(毎月決算型)

### ファンドの目的・特色

#### ■ファンドの目的

安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

#### ■ファンドの特色

**特色1 インドの公社債、および国際機関債を主要投資対象とします。**

・当ファンドの主要投資対象

	インドの公社債	国際機関債
概要	<p><b>国債、政府機関債、社債等をいいます。</b></p> <p>※社債については、インドの企業が発行する社債のほか、次のものを含まれます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インドの企業が原則として100%出資する企業(以下「子会社」といいます。)が発行する社債</li> <li>・子会社が原則として100%出資する企業(当該企業も子会社とみなします。)が発行する社債</li> </ul>	<p><b>国の枠組みに関わらず設立された国際機関が発行する債券をいいます。</b></p>
発行体の所在地	<p><b>インド</b></p> <p>※子会社については、インドに限りません。</p>	<p><b>世界各国</b></p>

- ・債券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ・インド・ルピー建債券のほか、米ドル建債券にも投資します。
- ・米ドル建債券に投資した場合には、原則として、実質的にインド・ルピー建となるように為替取引を行います。

**重大な投資環境の変化が生じた場合には、信託財産の保全の観点から、委託会社の判断により主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。**

**特色2 債券からの安定したインカムゲインの確保および信託財産の成長を目指します。**

- ・インドの公社債を中心に投資を行います。流動性・信用力等を考慮し、国際機関債にも投資を行います。
- ※外国機関投資家がインドの債券市場においてインド・ルピー建のインドの公社債に投資を行う場合、投資ライセンス等を取得する必要があるほか、外国機関投資家等からの総投資額が一定限度額を超えた場合には入札による投資可能枠の獲得等が必要となります。(2018年3月末現在)投資可能枠の獲得状況や利用状況、インドの債券市場における取引規制の変更等によっては、当ファンドの国際機関債への投資割合が高くなる場合があります。
- また、市況動向・資金動向等によっても、国際機関債への投資割合が高くなる場合があります。
- ・原則として、対円での為替ヘッジは行いません。
- ・社債については、インベスコ・アセット・マネジメント・プライベート・リミテッド(インド)のアドバイスを受け、運用を行います。

**特色3 毎月決算を行い、収益の分配を行います。**

- ・毎月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

#### 収益分配方針

- ・分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。(ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わない場合もあります。)

**将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。**

#### ■ファンドのしくみ

- ・ファミリーファンド方式により運用を行います。
- <当ファンドが主要投資対象とするマザーファンド>
- インド債券オープン マザーファンド

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

**ご購入の際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。**

## 国際インド債券オープン(毎月決算型)

### 投資リスク

#### ■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

為替変動 リスク	当ファンドは、実質的にインド・ルピー建資産(米ドル建資産については、原則として、実質的にインド・ルピー建となるように為替取引を行います。)に投資します。そのため、インド・ルピーが円に対して強く(円安に)なれば当ファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く(円高に)なれば当ファンドの基準価額の下落要因となります。
金利変動 リスク	投資している債券の発行通貨の金利水準が上昇(低下)した場合には、一般的に債券価格は下落(上昇)し、当ファンドの基準価額の変動要因となります。当ファンドは、インド・ルピー建および米ドル建の債券に投資を行うため、インドおよび米国の金利の変動の影響を受けます。また、組入債券の残存期間や利率等も価格変動に影響を与えます。例えば、金利水準の低下を見込んで残存期間が長い債券の組入比率を大きくしている場合等には、金利変動に対する債券価格の感応度が高くなり、当ファンドの基準価額の変動は大きくなります。
信用リスク (デフォルト・ リスク)	発行体の債務返済能力等の変化等による格付け(信用度)の変更や変更の可能性等により債券価格が大きく変動し、当ファンドの基準価額も大きく変動する場合があります。また、投資している有価証券等の発行会社の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、当ファンドの基準価額は下落し、損失を被ることがあります。一般的に、新興国が発行する債券は、先進国が発行する債券と比較して、デフォルト(債務不履行および支払遅延)が生じるリスクが高いと考えられます。デフォルトが生じた場合または予想される場合には、債券価格は大きく下落する可能性があります。なお、このような場合には、流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがあります。
流動性 リスク	有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいは当ファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合には当ファンドの基準価額の下落要因となります。一般的に、新興国の債券は、高格付けの債券と比較して市場規模や証券取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買が行えないことがあります。社債は、国債と比較して市場規模が小さく流動性が低い傾向にあるため、投資環境によってはより機動的な売買が行えないことがあります。
カントリー・ リスク	債券の発行国・地域の政治や経済、社会情勢等の変化(カントリー・リスク)により金融・証券市場が混乱して、債券価格が大きく変動する可能性があります。新興国のカントリー・リスクとしては主に以下の点が挙げられます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・先進国と比較して経済が一般的に脆弱であると考えられ、経済成長率やインフレ率等の経済状況が著しく変化する可能性があります。</li> <li>・政治不安や社会不安、他国との外交関係の悪化により海外からの投資に対する規制導入等の可能性があります。</li> <li>・海外との資金移動に関する規制導入等の可能性があります。</li> <li>・先進国とは情報開示に係る制度や慣習等が異なる場合があります。</li> </ul> この結果、新興国債券への投資が著しく悪影響を受ける可能性があります。

上記は主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

#### ■その他の留意点

・外国機関投資家がインドの債券市場においてインド・ルピー建のインドの公社債に投資を行う場合、投資ライセンス等を取得する必要があるほか、外国機関投資家等からの総投資額が一定限度額を超えた場合には入札による投資可能枠の獲得等が必要となります。(2018年3月末現在)投資可能枠の獲得状況や利用状況、インドの債券市場における取引規制の変更等によっては、当ファンドの国際機関債への投資割合が高くなる場合があります。

また、市況動向・資金動向等によっても、国際機関債への投資割合が高くなる場合があります。

・当ファンドでは、外国為替予約取引と類似する直物為替先渡取引(NDF)を利用する場合があります。直物為替先渡取引(NDF)の取引価格は、外国為替予約取引とは異なり、需給や当該通貨に対する期待等により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。この結果、基準価額の値動きは、実際の当該通貨の為替市場の値動きから想定されるものと大きく乖離する場合があります。

・当ファンドのお取引に関しては、クーリングオフ(金融商品取引法第37条の6の規定)の適用はありません。

**ご購入の際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。**

## 国際インド債券オープン(毎月決算型)

### 手続・手数料等

#### ■お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位／販売会社にご確認ください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ※基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
換金単位	販売会社が定める単位／販売会社にご確認ください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。
申込不可日	インドの銀行、インドの金融商品取引所、ニューヨークの銀行、ニューヨーク証券取引所のいずれかが休業日の場合には、購入・換金はできません。 ※具体的な日付については、委託会社のホームページ(「ファンド関連情報」内の「お申込み不可日一覧」)をご覧ください。
申込締切時間	原則として、午後3時までに販売会社が受けたものを当日の申込分とします。
換金制限	当ファンドの資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超える換金はできません。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情(投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。 また、信託金の限度額に達しない場合でも、ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、購入のお申込みの受付を中止することがあります。
信託期間	2021年8月10日まで(2011年12月16日設定)
繰上償還	当ファンドの受益権の総口数が、当初設定時の10分の1または10億口を下回ることとなった場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。
決算日	毎月10日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎月の決算時に分配を行います。 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。個人受益者については、収益分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の譲渡益に対して課税されます。NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)の適用対象です。税法が改正された場合等には、変更となることがあります。くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

#### ■ファンドの費用

##### お客さまが直接的に負担する費用

購入時手数料 購入価額に対して、**上限3.24%(税抜3.00%)**(販売会社が定めます)  
(購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。)

信託財産留保額 換金申込受付日の翌営業日の基準価額に**0.3%**をかけた額

##### お客さまが信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬) 日々の純資産総額に対して、**年率1.62%(税抜 年率1.50%)**をかけた額

その他の費用・手数料 監査法人に支払われる当ファンドの監査費用・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用・その他信託事務の処理にかかる諸費用等についても当ファンドが負担します。  
※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、毎決算時または償還時に当ファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、当ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

### 本資料のご利用にあたっての注意事項等

●本資料は、三菱UFJ国際投信が作成した資料です。投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認ください。●本資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。●本資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。●本資料中のグラフ・数値等は、過去の実績・状況であり、将来の市場環境等や運用成果等を示唆・保証するものではありません。また税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。●投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。●投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。

#### ●委託会社(ファンドの運用の指図等)

三菱UFJ国際投信株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号 <ホームページアドレス> <https://www.am.mufig.jp/>  
加入協会: 一般社団法人 投資信託協会 <お客さま専用フリーダイヤル> 0120-151034  
一般社団法人 日本投資顧問業協会 (受付時間 営業日の9:00~17:00)

#### ●受託会社(ファンドの財産の保管・管理等)

三井住友信託銀行株式会社

**ご購入の際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。**

## 販売会社情報一覧表

ファンド名称: 国際インド債券オープン(毎月決算型)

商号 (*は取次販売会社)	登録番号等	日本証券業 協会	一般社団法人 日本 投資顧問業 協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種 金融商品 取引業協会
アーク証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第1号	○			
宇都宮証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第32号	○			
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
岡三オンライン証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第52号	○	○	○	
おきぎん証券株式会社	金融商品取引業者 沖縄総合事務局長(金商)第1号	○			
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号	○		○	
光世証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第14号	○			
篠山証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第16号	○			
GMOクリック証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第77号	○		○	○
新大垣証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第11号	○			
高木証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第20号	○			
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第140号	○		○	○
内藤証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第24号	○			○
奈良証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第25号	○			
廣田証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第33号	○			
ほくほくTT証券株式会社	金融商品取引業者 北陸財務局長(金商)第24号	○			
松井証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第164号	○		○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第8号	○			
株式会社イオン銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第633号	○			
株式会社沖繩銀行	登録金融機関 沖縄総合事務局長(登金)第1号	○			
株式会社佐賀共栄銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第10号	○			
株式会社四国銀行	登録金融機関 四国財務局長(登金)第3号	○			
株式会社千葉興業銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第40号	○			
株式会社中京銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第17号	○			
株式会社長崎銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第11号	○			
株式会社北越銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第48号	○		○	